

日立市規則第28号

日立市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

日立市長 小 川 春 樹

日立市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

日立市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成２９年規則第１５号）の一部を次のように改正する。

第５条第３項中「前項の規定により」及び「（当該電子署名に係る電子証明書が併せて第１項に規定するファイルに記録されるものに限る。）」を削る。

第７条第１項中「磁気ディスク（これに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により当該作成等を行う」を「電磁的記録媒体をもって調製する方法によるものとする。ただし、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成２８年法律第１０３号）第２条第４項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法による」に改め、同条第２項中「行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は同項に規定する磁気ディスクをもって調製する」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、令和８年１０月１日から施行する。